

## 第16回宮城県屋外広告物審議会の議事概要

- 1 開催日時 平成22年1月20日(水)午後1時27分から午後2時30分まで
- 2 場 所 県庁行政庁舎6階 611会議室
- 3 出席委員 勝又伸子委員, 佐藤英世委員, 佐藤泰子委員, 田代久美委員, 谷津憲司委員  
只野九十九委員, 猪股恒一委員(代理), 佐藤孝委員, 三浦重信委員
- 4 議 案 議案第23号  
「屋外広告物に係る禁止地域を指定することについて」
- 5 報 告 前回(第15回宮城県屋外広告物審議会)議案の処理状況について, 所定の手続きをすべて完了している旨, 報告
- 6 議案審議 議案第23号  
「屋外広告物に係る禁止地域を指定することについて」
- 7 その他 「宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例」の概要について報告
- 8 審議概要
  - 事務局(大庭課長補佐) (議案内容説明)
  - 谷津議長 以上の説明について, 御意見, あるいは御質問ございましたらお願いいたします。
  - 佐藤(孝)委員 現時点で不許可になるもの, あるいは予定になるものがありますよね。これは, オーナーさんや持ち主さんに通告はするのですか。
  - 事務局(大庭課長補佐) はい。そうです。
  - 佐藤(孝)委員 その期間がきた時には, それまで撤去されてない時は, 指導するというかたちになるわけですよね。
  - 事務局(大庭課長補佐) その期間の中で, 撤去又は基準に合わせていただくよう適切に対応していきたいと思います。
  - 佐藤(孝)委員 お知らせはするわけですよね。
  - 事務局(大庭課長補佐) はい。いたします。
  - 谷津議長 私の方から一つ質問してもよろしいでしょうか。資料に現在表示されている広告物の具体的な事例が書いてありまして, ここに, 自家用または案内図板ではないため表示不可となっている広告がありますが, 例えば, なるべくこれを活かして許可に持っていくといったら, どういうところをどういった風に, 例えば, これに案内を加えるとか, どこどこまで何キロとかですね, そういうことで許可になるものなのか。

○事務局(大庭課長補佐) 規則上、禁止地域において案内図板として表示できるものとしては、誘導するところから5 km以内にあることというものがございますので、この広告物を表示している事業者が5 km以内であって、それで道案内の案内図板としての内容にしていただければ、案内図板の位置付けにできるのではないかと思います。現行のままですと、ただのPR広告になりますので、そのことから、3年間の間に我々の方ももちろん指導いたしますけれども、事業者さんもその辺の御理解をいただくように、また工夫していただくようにと考えております。

○佐藤(英)委員 今言ったようなことは、例えば5 km以内であることとかですね、そういうことの情報提供はされるのですか。

○事務局(大庭課長補佐) もちろん、表示できないという話をする際には併せて、どうやったら許可に適合するとか、その辺の話も土木事務所を通じて、実際、今でもしていますけれども、行いたいと思っております。

○谷津議長 例えば、同じような話でなんですが、資料に案内図の具体的な事例が書いておりますが、これは5 m<sup>2</sup>以上ということで不許可なわけですけども、矢印が書いてございますよね、これは5 km以内にあると考えると良いわけですよね。

○事務局(大庭課長補佐) はい。そうです。

○佐藤(英)委員 これは、例えば片面の表示を消すようなことをすれば問題ないと。

○事務局(大庭課長補佐) そうですね。

○只野委員 例えば、四つを繋げて一つの看板になっているものがあるが、一つ一つは許可になっていると思うが、トータルではどうなのか。

○事務局(大庭課長補佐) 同一敷地内で何m<sup>2</sup>という考え方をしますので、例えば、独立の看板があつて、更に建物自体に看板があつた場合、それらを併せて15 m<sup>2</sup>以内であれば、併せて適用除外になるということになります。

○只野委員 もう一つ聞いておきたいのですが、道路が来る前からあつた看板はどうするのか。指定になれば外せという話になるのか。

○事務局(大庭課長補佐) その意味で経過措置というのがあつて、経過措置の期間内に是正していただくということになります。

○谷津議長 ほかに何かお気づきのところはございますでしょうか。

佐藤(英)委員 ちょっと些細なことかもしれませんが、経過措置は指定の日から通常3年間ですけれども、堅ろうな広告物については7年間ということになっています。条例の施行規則を見ればわかるんでしょうけれども、基本的に堅ろうなものと、あるいは堅ろうでないもの区別の基準というのはどうなっているのでしょうか。

○事務局(大庭課長補佐) 規則で定められている堅ろうな広告物の基準といたしましては、鉄骨造りその他これに類する構造で、かつ、建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けたものとなります。解りやすく言えば、鉄骨造りまたはそれに類する構造物が堅ろうな広告物ということですよ。

○佐藤(英)委員 7年間で一端切れて、後は大蔵省令ということですね。

○事務局(大庭課長補佐) 7年間で一端切れまして、それ以降については、7年間以上の減価償却の期間が長いものがございますので、それについては大蔵省令に定められた基準の耐用年数から7年間で控除した残余の期間となります。

○谷津議長 他にございますでしょうか。何もなければお諮りしたいと思いますけれども。議案第23号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○谷津議長 異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することと決定いたします。以上で、今日の審議は終了いたします。

以 上